

産業厚生建設委員会会議録（令和 7 年 3 月 18 日）

出席委員 尾崎委員長 開田副委員長 安達委員 谷崎委員 竹原委員 原委員
中川委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 石川健康福祉部長 黒川産業民生
部長 岩城建設部長 大村福祉課長 小川医療保健課長
横田市民課長 丸山生活環境課長 櫻井商工企画課長 永
田水産観光課長 北島都市計画課長 堀建設課長 荒俣上
下水道課長 川口市民健康センター所長 北野農林課主幹
職務のため出席した事務局職員 石井局長 中田局長補佐

午後 1 時 30 分開会

尾崎委員長 ただいまから、令和 7 年 3 月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。

竹原正人委員、開田晃江副委員長をお願いいたします。

日程第 2、付託案件の審査に入ります。

議案第 9 号、第 17 号、第 20 号から第 23 号及び第 28 号の 7 議案を一括して議題といたし
ます。

常任委員会に付託されました議案の説明については、全体委員会のみですることとな
っております。よって、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加
して説明があればお願いします。

（特になし）

尾崎委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

竹原委員 すみません、9-14、上段です。福祉のまちづくり事業基金積立金で、全体委
員会では残高 7,487 万と言われたんですけど、今後の使用用途というか、どういったこと
に使っていくという、次年度以降ですね。ただただ市民の皆さんのご厚意をため込むの

か、何かの事業のときに、どんと使うのか。使用用途について少し詳しく教えてください。

大村福祉課長 現時点で明確に何かに、例えば購入するとかというようなものはまだ決まっておりませんが、今ほど委員さんがおっしゃられましたように、少し大きなものを購入なり、もしくは何かする場合に、一気にというところちょっと言葉はあれなんですけれども、市民の皆様から善意の心でいただきましたこの寄附金については、有効に使っていきなというふうに考えております。

竹原委員 今のところ予定はないという認識で、今後何かしらこの基金を使って事業展開したいよといったときには、小出しなのか、どんといっても、全額使えと言っておるわけじゃないので、ちょっとした、この基金を活用した何かを事業展開していくということとでよろしいですか。

大村福祉課長 はい、そのとおりでございます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

原委員 もう一回お願いしたいんだけど、都市計画費の、8款土木費で、民間宅地開発事業補助金で……

尾崎委員長 何ページですか。

原委員 あ、すみません。9－16。

この3,000平米弱の上小泉団地で、舗装に平米4,500円。ちょっとそのほかの補助について教えていただけないですか、内訳、もう一回。

ゆっくりと頼みます。

北島都市計画課長 今回の開発につきましては、舗装につきましては、今ほどおっしゃった4,500円を乗じた額、側溝につきましては、1万6,100円を乗じた額の半分を補助するというような形になっております。

原委員 2点の補助ということ。

北島都市計画課長 今回の開発につきましては、舗装と側溝整備に対する補助金であります。

原委員 これは、すみません、面積とかそういう最低条件というのはあるんですか。

北島都市計画課長 こちらにつきましては、用途地域内で行われる開発につきましては、1,000平米以上から、用途区域外につきましては5,000平米以上からの開発を対象として補助しているところでございます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

竹原委員 厚生連滑川病院の運営費補助金の200万とあるんですけど、これ、予算が通過してから、何かしらのセレモニー的な儀式というのは、市として行うんですかね。

小川医療保健課長 セレモニーですとかそういうことは、寄附者等の意向もありまして、予定はしておりません。

竹原委員 要は、寄附いただいたお金をそのまま振り込みか何かで厚生連さんに渡すということでしょうか。

小川医療保健課長 厚生連のほうで役立ててほしいというふうにいただいた寄附でございますので、もらった金額、全額をそのまま厚生連さんのほうにお渡しすることになっています。運営費補助として渡します。

竹原委員 一般的な寄附ですと、何か目録の封筒に入れて、新聞に載るようなセレモニーというのは、私、結構目にするんですけど、今回は寄附者の意向で、こっそりと運営費補助金ということでやられるという認識で、大々的に市民の皆さんに、こういった寄附がありましたというPRはしないという方向でよろしいですか。

小川医療保健課長 ちょっと言い方はあれなんですけど、おっしゃるとおり。市からの感謝状等はお渡ししておるところでございます。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

ないですね。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 それでは、質疑をこれで終結いたします。

続いて、付託案件に対する討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は、お申出願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

議案第9号、第17号、第20号から第23号及び第28号の7議案を一括して採決を行います。

議案第9号 令和6年度滑川市一般会計補正予算（第10号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第8款 土木費

第2表 繰越明許費補正

第3表 地方債補正

議案第17号 滑川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 滑川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 滑川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 滑川市環境美化促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 滑川市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第1号 令和6年度滑川市一般会計補正予算（第7号）

専決第2号 令和6年度滑川市一般会計補正予算（第8号）

専決第3号 令和6年度滑川市一般会計補正予算（第9号）

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第9号、第17号、第20号から第23号及び第28号の7議案については、原案どおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午後1時41分議決

尾崎委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で、当局のほうから何かありましたらお願いします。

横田市民課長 私のほうから、住民票の写し等の交付事務の変更についてご説明いたします。

平成19年4月1日から市立図書館において、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付事務を行っております。これらの交付事務につきまして、令和5年3月1日からマイナ

ンバーカードを利用したコンビニ交付サービスが開始しており、市立図書館での交付枚数が減少していることから、令和7年9月30日をもって市立図書館での交付事務を終了することといたします。

今後、市民に向けて市立図書館での交付事務が終了することを周知いたします。

以上です。

永田水産観光課長 水産観光課からは2点ございます。

まず、1点目として「100年フード」の認定についてでございます。お手元に配付した資料をご覧くださいと思います。

このたび、滑川市から申請しておりました「富山湾のホタルイカ」が文化庁の「100年フード」に認定されたということでご報告をさせていただきます。

100年フードとは何かといいますと、文化庁のほうで我が国の多様な食文化の継承、振興への機運を醸成するために、地域で受け継がれてきた食文化を「100年フード」と名づけ、継承していくという取組を推進しております。これまでに300件の食文化が認定され、認定後は各種メディアで認定団体の活動が取り上げられたり、ロゴマーク入りの商品が販売されるなどの広がりを見せておるところです。

100年フードの認定基準として3点ございまして、地域の風土や歴史の中で創意工夫されて育まれてきた地域特有の食文化。地域において世代を超えて受け継がれ、食されてきた食文化。その食文化を地域の誇りとして、100年を超えて継承することを宣言する団体が存在する食文化。こういった条件を満たすものが認定されているものです。

また、部門としましては3部門あるんですけれども、今回「富山湾のホタルイカ」は近代の100年フード部門、明治、大正に生み出された食文化として認定をされております。

富山湾のホタルイカの認定につきましては、そちらのほうに概要を記載してございます。こういったものに基づいて認定をされたということで、滑川周辺の富山湾がホタルイカ群遊海面として国の特別天然記念物に指定されていることですか、滑川市が「ホタルイカのまち」と知られ、新鮮で大ぶりの産卵期のホタルイカが流通しており、食文化が根づいていること。食料としての利用ですとか、流通については明治30年前後から始まっていること。これまでの先人たちが調理法やレシピを開発・改良していった様々な調理法として賞味されていること。こういったものが認定されたということでございます。

なお、参考ですけれども、今現在県内では、「富山湾のホタルイカ」を含め6件、100

年フードとして認定されております。ホタルイカ以外の認定の100年フードにつきましては、そちら記載のとおりでございます。

裏面、ご覧ください。

こちらのほうに、文化庁のほうから届きました認定書の写し等は、今後こういったような形で使用されるという使用例を載せてございます。

今後につきましては、文化庁のほうから認定団体のほうに100年フードのロゴマークが配布されますので、そちらを活用しながら、ウェブサイトですとかSNS、イベントの制作物、こういったもので使用しながら、ホタルイカのほうをまたPRしていきたいというふうに考えております。

なお、そちらのほうに、文化庁の100年フードのページにアクセスできるQRコードを載せてございますので、またご覧になっていただければというふうに思っております。

100年フードについては以上です。

もう一点ございまして、水産物の直売イベントについてでございます。

こちらのほうは広報3月号にもちょっと記事を書かせていただいたんですけども、旧滑川蒲鉾の活用について、これまで協議する中で、魚等を販売するイベントを実施すればどうかというようなご意見を滑川漁協の漁師さんからいただいたところでございます。それを受けまして、今回、旧の滑川蒲鉾を使って試行的に開催してみようということで、滑川漁港で水揚げされましたベニズワイガニや魚を販売いたします。

日時につきましては、3月22日、今週の土曜日午前9時からを予定しておりますが、売り切れ次第、終了となります。

なお、船の出港の状況ですとか漁獲の状況によりましては、ベニズワイガニが準備できない可能性もございます。あと、どのような魚が用意できるかということにつきましても、当日の漁の状況ということになりますので、そちらのほう、ご了承いただければというふうに思っております。

水産観光課からは以上です。

尾崎委員長 ただいまの報告に対して、何か質疑はありますか。

竹原委員 今の100年フードなんですけど、これ、文化庁から市に対して認定だというこの認定書なんですか。

永田水産観光課長 今回この「富山湾のホタルイカ」につきましては、滑川市のほうから申請を上げましたので、市に対する認定という形になります。

竹原委員 私もこの100年フードちゃ今まで聞いたこともなくて、参考のところで5つほどほかの市の名産品というか、書いてあって、ふーんと思っただけなんですけど、認定書をもって終わりですというような感じしかしないので、先ほどはPR、PRと言われますけど、そうなったら市内の飲食店さん全てに声をかけて、この100年フードはホタルイカが認定されましたと。つきましては、ホタルイカの料理を提供されている場合、この認定書のコピーぐらい、どんと店の中に飾ってもらって、お客さんから「きゃ、何け」と言われたら、「滑川のホタルイカちゃ、国からお墨つきをもらった、これ、100年フードなんやぞ」というPRをしたほうが手っ取り早いと私は思うんです。

ホームページや何とか、広報なんて載せたって、誰もそれ、見んと思いますから、ホタルイカを食べる人に認知してもらうのが一番手っ取り早いと思いますので、やはり市内の飲食店の皆さんに声をかけて、この認定書のコピーでも何でもいいじゃないですか、額に一つ、お金がかかっても入れてあげて、こういったホタルイカのPRをしましょうというのを行政とともにやってほしいんですけど、いかがですか。

永田水産観光課長 ありがとうございます。

もちろん市内の飲食店さん、加工品関係を作っておられる業者さんにも声をかけて、今竹原委員からいただいたような形でPRしていきたいというふうに思います。

原委員 認定団体ということになれば、今課長も言われたけども、いつ頃まで、ホタルイカだって、もう取れてきているというもんだ。ということは、若干急いでやらんと間に合わんやろうし、魚も、ホタルイカだけやったね。

あと、市として、水産観光課として今、PR、PRというようなものと、しっかりした進め方というものを決めておかないと、一時的に春3月から5月いっぱいしか揚がらんホタルイカをどういうふうにしてつないでいくのか。それは干物だとかいろんな製品、加工品もあるんだけど、そのところはやっぱり決めておかんと、本当の、滑川がせっかく100年フードに選ばれたホタルイカを生かしていくには作戦を練らんとあかんがでないかなと思うがだけど、何か考えておられるんですか。

永田水産観光課長 ありがとうございます。

認定のお知らせが文化庁のほうから届いたのが先週の金曜日だったものですから、当然いろんな形で、こういった認定を受けましたよというPRはしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、またちょっとそれこそ飲食店さん等とも相談して、なるべく早くやっていきたいというふうに思います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

水野市長 すみません、この100年フード、今言ったように、3月14日に文化庁のほうからこの連絡を受けまして、早速私、個人的なSNSに投稿させていただいたんですけど、今までにないぐらいの何か「いいね」の数が来たり、結構皆さん興味を持ってもらえるのかなと思っています。

4月の広報も、ホタルイカの写真ばかりで、ホタルイカ漁が始まったよという、第1面、写真がそうだったんですけど、急遽替えてもらって、この3月14日に認定書も含めた形で表紙にこれもPRもさせていただきますので、広報にはそういった形で、4月の広報に何とか間に合ったので、そこを差し替えてまいりますし、今後、今言われたように、各飲食店にこれをつないでいって、飲食店側から、滑川市のホタルイカ、これ、実は「滑川のホタルイカ」で出していたんですけど、向こうから、滑川に限定できないでしようということで、折衷案じゃないですけども、「富山湾のホタルイカ」で落ち着いて、認定団体は、こちらから出した滑川市で今認定していただいたので、そういった形で広くPRできるように、飲食店と協力しながら、今後、時期的には短いですけども、これが持続可能で、ずっと未来永劫続いていくような食文化としてPRをしていければなというふうに思っています。

竹原委員 市長、一回認定を受けると、もう二度と同じ認定申請はできないという理解でいいですかね。例えば民間だったら、ミシュランの一つ星とか二つ星とかだったら、毎回こっそり認定員が来て、認定しましたといっても、10年たとうが、飲食店にすれば、二千何年にミシュラン一つ星の店ですと、永遠と自慢気に看板に掲げておられるのは民間商法なんですけど、今回、文化庁からいただいたこの100年フードについては、一回切りの申請がかなって、これから何回申請しようが、絶対出ない100年フードのホタルイカとなれば、やっぱり令和6年度に100年フードに選ばれましたということで脈々と年々受け継いでいかないと、文化として残らないんじゃないかなというちょっと疑問があるので、この辺はいかがですか。

水野市長 そこはもちろん今言われたように、これを取れば、もうずっと未来永劫続く話なので。本当は「滑川のホタルイカ」にしたかったんですけど、「富山湾のホタルイカ」として、滑川が認定団体として未来永劫、ホタルイカの食文化というものをつないでいかなきゃいけないと思います。

竹原委員 やっぱり認定書は、各飲食店の皆さん、協力していただけたところに、1回あ

げるのではなくて、やっぱり毎年毎年更新してあげて、きれいな認定書を店内に飾ってほしいなというのは一つの意見です。1回やると、2年、3年もすれば表紙がすすけてきますし、何かありがたみもなくなってきますから、せっかくやるんだったら、多少お金をかけてもやったほうが、いろんな方が見られる場所に貼ってあることでPRにつながると思いますので、よろしくお願いします。

水野市長 はい。

原委員 ということは、市長、今言われたけど、滑川市の名前、独占はできない。「富山湾のホタルイカ」ということになれば、滑川市は申請しておるけども、例えば「富山湾のホタルイカ」ということになれば、富山市、まあ水橋、魚津、そういったところでも、こういったPRというか、100年フード「ホタルイカ」というのを使えるということなん。

水野市長 あくまでも認定団体に出された認定書なので、それはできないという認識なんですけども。滑川市しか、この100年フードということは言えないと思います。

原委員 なら、よかったです。

いや、そいがなら、やっぱり滑川のホタルイカ、目いっぱいPRしてもらえるちゃね。これでもかというぐらいにやったほうがいいと思う。

あと一つ、直売イベントを3月22日にやられるということだけど、今後これ、どうなんですか、やっぱり定期的にやっていかれる予定なん。

永田水産観光課長 先ほども申したとおり、まず一回、とにかく何かやってみようということで今取り組んでいます。

ただ、将来的には、ある程度定期的な取組としてやっていけばいいなという思いは漁協さんのほうも持っておられると思いますので、一回やってみて、今後につなげていきたいというふうに思っております。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 それでは、委員のほうから何かありませんか。

中川委員 どこでこのことを言おうかなと悩んでおったんですが、こういう機会ですのでちょっとお聞きしたいんですが、市立保育所についてですが、昨年ガス漏れを発生して……

〔「所管外です」と呼ぶ者あり〕

中川委員 え。

尾崎委員長 中川委員、管轄外。さ、総務文教消防委員会の案件ですわ。

中川委員 総務……。

尾崎委員長 総務文教消防委員会。ここは産厚建の案件で、産厚建に関するその他ということ。
ことで。

中川委員 保育所の話やぜ。

尾崎委員長 ええ。ですから、それは総務文教消防委員会の所管、案件ということで。今日は産厚建ですから、また別途。

中川委員 保育所は入らんが。

尾崎委員長 ええ、入らないです。対象外です。答弁される方はいませんので。

中川委員 あ、そういうがか。

尾崎委員長 産厚建に関する何かその他ということであれば、質問は。いいですね。

ほかの委員から、何かありませんか。

(特になし)

尾崎委員長 それでは、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時58分閉会